

まちづくり事業の提案を

募集

いいとこ小浜づくり協働推進事業

【応募資格】

次のすべてに該当する公益活動
を目的とする市民活動団体
①市内に活動拠点がある
②構成する会員が5人以上
③会則などがあり、適切な会計
処理が行われている

【対象事業】

市民と市が協働で取り組む、地
域の課題解決につながる事業
(年度内に終了すること)
※本年度は市が推進する「福井
しあわせ元気国体に関連する
事業」「サバや鯖街道をPR
する事業」についても広く募
集します

【助成額】

・補助対象経費の4分の3以内
・上限45万円
※継続事業については、2年目
上限30万円(補助対象経費
の2分の1以内)、3年目上
限20万円(補助対象経費の
3分の1以内)を助成
※同一事業に対する補助金の交
付は3カ年が限度。継続事業
も対象となるが、毎年申請と
審査が必要

【補助対象経費】

報償費、消耗品費、印刷製本費、
通信費、原材料費、備品購入費、
保険料、使用料、旅費、その他

【募集期間】

4月3日⑤～5月2日④
※書類審査とプレゼンテーショ
ンにより提案事業の採用を決
定します
※事前に事業担当課と事業計画
などについて協議を行ってくだ
さい。事業担当課が分から
ない場合は、市民協働課に相
談してください

【申請書類】

事業計画書・収支予算書・団体
概要書(庁舎3階の市民協働
課に設置。市公式ウェブサイト
からもダウンロード可)、団体
の規約・会則・名簿など



事業例：平成28年度の協働推進事業(一部)。左から、「ワクワク広場面白塾」「ちはやぶる in 旭座」「P-1 グランブリ」

社会貢献活動に現物支給

夢づくり市民活動支援事業

【支給する現物】

団体の活動に必要な材料、消耗
品など

【支給対象】

・市または小浜市社会福祉協議
会にボランティア登録してい
る団体
・社会貢献活動を行っている市
民活動団体

【助成額】

・上限額1件2万円
・年度中1回限り
※ほかに市からの補助金などを
受けている、または受ける予
定の事業については対象外



【募集期間】

4月3日⑤～5月2日④
※書類審査により採用を決定

【申請書類】

申請書(庁舎3階の市民協働
課に設置。市公式ウェブサイト
からもダウンロード可)、見積
書、団体の事業計画・事業実績・
名簿など

市では、NPO、ボランティアなど市民
活動団体の自主的、主体的な社会貢献活動
に必要な材料、消耗品を現物支給します。

人も動物も幸せに

あなたは守っていますか？

ペットマナー

相談窓口は

■若狭健康福祉センター(保健所)
☎52・1300
■市環境衛生課☎64・6016

犬や猫などのペットは、私たちの心や生活に安
らぎを与えてくれます。しかしその一方で、ふん
の後始末や放し飼いなどのトラブルも多く発生し
ています。
動物を飼うときは、マナーを守り、人もペット
も幸せに暮らせるまちにしましょう。

猫は家の中で飼育しましょう

けんかによる傷、病気、迷子や
交通事故を防ぐため、飼い猫は
家の中で飼育しましょう。

最後まで責任を持って飼いましょう

飼い主には、終生飼養(動物を一
生養うこと)の責任があります。
愛情と責任を持って飼いましょう。

迷子札をつけましょう

迷子になったときのために、連
絡先などを書いた「迷子札」を
つけましょう。

ふんの後始末をしてください

散歩中のペットのふんの後始末
は飼い主の義務です。放置せず
に必ず後始末をしてください。

放し飼いはやめましょう

犬は、つないで飼うことが義務
づけられています。犬は必ずつ
ないで飼いましょう。

無責任な餌やりは慎みましょう

ふんの後始末などのトラブルが
発生するような野良猫などへの
無責任な餌やりは慎みましょう。



ペットを捨てるのは犯罪です！

犬や猫などの動物を捨てた人は、100万円以下の罰金に
処せられます。捨てられたペットは、交通事故に遭ったり、
住居を荒らしたりするなど、近隣住民にも被害が及びます。
また、野外に放つことで、自然環境の破壊にもつながります。

狂犬病予防注射日程	
狂犬病の予防注射は狂犬病予防法に 基づき、年1回義務づけられています。 飼い主は必ず受けさせてください。	
対 象	生後91日以上の子犬(室内犬、 老犬も含む)
料 金	2,450円(新規の場合は別途 3千円必要です)
持ち物	印鑑・料金・案内はがき
4月17日⑤	
丸山ふれあい会館	9時00分～9時10分
羽賀ふれあい会館	9時20分～9時30分
奈胡公会堂	9時40分～9時50分
熊野ふれあい会館	10時00分～10時10分
次吉集会所	10時20分～10時30分
慶林寺(栗田)	10時40分～10時50分
高塚集落センター	11時00分～11時10分
太良庄公会堂	11時20分～11時30分
内外海保育園	13時30分～13時50分
堅海公会堂	14時05分～14時20分
常福寺(西小川)	14時35分～14時40分
蓮性寺(阿納)	14時55分～15時05分
福寿寺(矢代)	15時15分～15時20分
漁協田島支所	15時30分～15時50分

4月18日⑥	
東勢ふれあい会館	9時00分～9時10分
旧駐在所(荒木)	9時20分～9時35分
JA若狭斗出出張所	9時40分～9時50分
谷田部住民センター	10時10分～10時25分
口名田公民館	10時35分～10時50分
五十谷住民センター	11時00分～11時10分
西相生集落センター	11時20分～11時30分
東相生生活改善センター	11時40分～11時50分
中名田児童館	13時15分～13時30分
中名田公民館	13時40分～13時50分
小屋集落センター	14時05分～14時15分
野代ふれあい会館	14時40分～14時55分
旧今富公民館	15時05分～15時55分
多田集落センター	16時05分～16時20分
4月27日⑦	
旧箸工業組合(福谷)	9時00分～9時20分
西津公民館	9時30分～10時00分
水取センター	10時10分～10時30分
交流ターミナルセンター	10時40分～11時00分
中央公民館	11時10分～11時40分
本境寺駐車場	13時10分～13時30分
若狭ふれあいセンター	13時40分～14時20分
青井第一公園	14時30分～14時40分

4月28日⑧	
本保生活改善センター	9時00分～9時10分
大谷ふれあい会館	9時20分～9時30分
新保ふれあい会館	9時40分～9時50分
小北集落センター(加茂)	10時00分～10時10分
新平野駅	10時20分～10時30分
松永公民館	10時40分～11時00分
門前バス停	11時10分～11時20分
遠敷児童センター	13時10分～13時40分
遠敷公民館	13時50分～14時10分
金屋公会堂	14時20分～14時30分
神宮寺仁王門	14時40分～14時50分
長瀬バス停(下根来)	15時00分～15時05分
5月11日⑨	
旧駐在所(荒木)	9時00分～9時10分
口名田公民館	9時25分～9時35分
旧今富公民館	9時50分～10時00分
遠敷公民館	10時15分～10時25分
松永公民館	10時35分～10時45分
宮川公民館	11時00分～11時10分
丸山ふれあい会館	13時10分～13時20分
西津公民館	13時30分～13時45分
若狭ふれあいセンター	13時55分～14時10分
中央公民館	14時20分～14時30分

※犬の保定は飼い主にしていただきます。動物病院でも注射は受けられます(料金は各病院まで)